

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下「発電所アセス省令」という。）第 4 条に基づいて把握した本事業の配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえて影響要因と環境要素を検討するとともに、「発電所アセス省令」第 21 条第 1 項第 2 号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第 2」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容を整理した上で、同省令第 5 条の規定に基づき選定する。

本事業に係る配慮書事業特性及び配慮書地域特性は、次のとおりである。

1. 配慮書事業特性

- ・タービン、発電機等を設置する。
- ・事業実施想定区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、周辺の住居系地域までは約 1.4km の距離がある。
- ・発電設備等の規模については、利用できる敷地の面積及び電力系統連携可能規模等を考慮して、総出力約 75 万 kW とした。
- ・タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。
- ・煙突の高さは 80m 及び 100m の 2 案を設定した。
- ・燃料の種類は天然ガス（LNG）とし、近隣の LNG 基地からパイプラインにより供給される。なお、脱炭素化に向けて将来的に水素の導入を検討する。
- ・燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物（NOx）が発生する。NOx 排出抑制対策として、低 NOx 燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する。
- ・復水器の冷却は冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑える。
- ・プラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道を利用する。
- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備、生活排水は合併処理浄化槽により、適切な処理を行った後に、既設排水口から海域に排出する。
- ・冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等については、防音・防振対策を適切に講じる。
- ・工事中及び運転開始後の主要な交通ルートは、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する。
- ・発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。
- ・工事中は一般工事用資材及び小型機器等の搬出入、工事関係者の通勤、廃棄物等の搬出を行う。
- ・運転開始後は通常時は通勤車両、定期点検時には定修関係者の通勤並びに資機材の運搬車両がある。
- ・主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。
- ・海域における新たな工事は発生しない予定である。
- ・工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努める。
- ・排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。
- ・工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

- ・ 工事中の排水は、仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。
- ・ 工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。必要に応じて土壌汚染対策法に基づく対策を実施する計画である。
- ・ 発電所敷地内に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。
- ・ 景観の保全については、周辺環境との調和に配慮する。
- ・ 工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、発生量の抑制及び有効利用に努めるとともに、法に基づき適正に処理する計画である。
- ・ 基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する計画である。
- ・ 最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

2. 配慮書地域特性

(1) 大気環境

- ・大気質の状況として、20km 圏内における二酸化窒素の測定は、一般局 33 局、自排局 26 局で行われており、令和 4 年度の環境基準の適合状況は、測定が行われている全ての測定局で適合している。また、10km 圏内の一般局（9 局）の 5 年間（平成 30～令和 4 年度）における年平均値は横ばいで推移している。
- ・騒音の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、自動車騒音の測定が行われており、一般国道 132 号においては夜間に環境基準を超過しているが、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間及び夜間ともに環境基準に適合している。
- ・振動の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、道路交通振動の測定が行われており、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間、夜間ともに要請限度値内である。

(2) 水環境

- ・水質の状況として、事業実施想定区域の周辺海域では、令和 4 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について、化学的酸素要求量の測定結果（75%値）は 10 地点中 9 地点で、全窒素の測定結果は 10 地点中 3 地点で、全リンの測定結果は 10 地点中 4 地点で環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度における化学的酸素要求量、全窒素及び全リンの経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。
- ・事業実施想定区域の周囲の河川では、令和 4 年度において 3 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について生物化学的酸素要求量の測定結果（75%値）はすべての地点において環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度の経年変化は、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。
- ・川崎区内で行われた地下水の測定結果は、すべての地点において環境基準に適合している。

(3) 土壌及び地盤の状況

- ・「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域は、事業実施想定区域が位置する川崎区には存在しない。事業実施想定区域は、平成 29 年に同法に基づく形質変更時要届出区域（指-65 号、68 号）に指定されている。
- ・事業実施想定区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立が完了した埋立地である。昭和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。本製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。
- ・川崎事業所では、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌調査等の結果、平成 21 年 9 月 3 日に基準に適合しない特定有害物質（鉛と砒素）が確認され、応急対策実施済みと報告されている。

- ・川崎市が令和 4 年度に行った精密水準測量結果では、前年度との標高差の比較ができた有効水準点数 206 点のうち 56 点で沈下を示しており、56 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

(4) 地形及び地質

- ・事業実施想定区域及びその周囲は、埋立地であり、地質は埋め立て土、土壌は埋立地（人工改変土）である。
- ・事業実施想定区域の周囲の海域は、10m 以深の水深であり、底質は主に泥である。
- ・事業実施想定区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

(5) 動物・植物・生態系

- ・陸域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠より、事業実施想定区域及びその周囲において確認された重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 65 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。
- ・注目すべき生息地は、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。
- ・海域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、事業実施想定区域の周辺海域において確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 14 種、潮間帯及び底生生物 11 種である。
- ・注目すべき生息地としては、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。また、事業実施想定区域の周辺海域において、「多摩川河口干潟」が確認されている。
- ・現存植生としては、事業実施想定区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。
- ・陸域に生育する植物の状況として、重要な種の選定根拠より、事業実施想定区域及びその周囲において、23 種が確認されている。また、重要な群落として、特定植物群落の多摩川口の塩生植物群落等が指定され、2 件の巨樹・巨木が確認されている。
- ・事業実施想定区域近傍（約 1km 程度）の範囲は全て工場地帯・市街地である。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・景観の状況として、自然景観資源としては、「下末吉台地」及び「本牧台地」がある。
- ・一般市民による利用頻度が高く、事業実施想定区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン及び横浜マリンタワー等がある。
- ・事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

(7) 社会的状況

- ・事業実施想定区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。
- ・事業実施想定区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・事業実施想定区域が位置する川崎港においては、漁業権の設定はされていない。

- ・事業実施想定区域の最寄の交通量調査地点である県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線での 24 時間交通量は、13,497 台である。
- ・事業実施想定区域の最寄りの学校等は、事業実施想定区域の北約 1.4km にあいせん保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。
- ・最も近い住居系の用途地域は、事業実施想定区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定がある。
- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・事業実施想定区域は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、一律排水基準及び上乗せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・事業実施想定区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。事業実施想定区域は、緑化推進重点地区、特定猟具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

以上の配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、計画段階配慮事項を第 4.1-1 表のとおり選定した。

第 4.1-1 表 計画段階配慮事項の選定

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形 変化及び施設の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	温排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物										
			窒素酸化物					○					
			浮遊粒子状物質										
			粉じん等										
		騒音 振動	騒音										
			振動										
	水環境	水質	水の汚れ										
			富栄養化										
			水の濁り										
			水温										
		底質 その他	有害物質										
			流向及び流速										
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）											
		海域に生息する動物											
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）											
		海域に生育する植物											
	生態系	地域を特徴づける生態系											
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場											
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物											
		残土											
	温室効果ガス等	二酸化炭素											
一般環境中の放射性物質			放射線の量										

注：1. 「○」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. ■は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。
3. ■は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続における参考項目を示す。
4. 本事業は新設の発電所であるため、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（環境省、平成25年）には該当しない

4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由は第 4.1-2 表、選定しない理由は第 4.1-3 表のとおりである。

選定する計画段階配慮事項は、「大気質（窒素酸化物）・施設の稼働（排ガス）」及び「景観・地形改変及び施設の存在」とし、構造について煙突高さの複数案（煙突高さ 80m 及び 100m）を設定し、影響の違いを把握する。

なお、工事の実施に関する項目については、現段階では工事計画の熟度が低いことに加え、工事中の影響は一時的であること、工事工程の調整等により工事用資材等の搬出入車両台数の平準化や工事関係車両台数の低減を図る等の適切な環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。

放射性物質に係る項目については、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないと判断することから選定しない。

第 4.1-2 表 計画段階配慮事項として選定する理由

項 目				計画段階配慮事項として選定する理由
環境要素の区分			影響要因の区分	
大気環境	大気質	窒素酸化物	施設の稼働（排ガス）	最新鋭の低 NOx 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置することにより、重大な影響を受ける可能性がある環境要素ではないと考えられるが、大気汚染物質を排出することから、煙突高さの複数案による大気質への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	視認性の高い煙突等の構造物を設置することにより、主要な眺望点からの眺望景観の変化が想定されるものの、周辺は工場地帯であり、重大な影響を受ける可能性がある環境要素ではないと考えられるが、煙突高さの複数案による景観への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。

第 4.1-3 表 (1) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項 目			計画段階配慮事項として選定しない理由	
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガス（LNG）を使用することから排ガス中に硫黄酸化物は含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。
		窒素酸化物	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガス（LNG）を使用することから排ガス中にばいじんは含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。
		粉じん等	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
	騒音・振動	騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	事業実施想定区域は工業専用地域であること、タービン、発電機器等の主要機器については、防音・防振対策を適切に講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
			資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないこと、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		富栄養化	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		水 温	施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	その他	流向及び流速	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
			施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には自然環境保全上重要な地形・地質は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。

第 4.1-3 表 (2) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項 目			計画段階配慮事項として選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
動 物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		施設の稼働（温排水）	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
植 物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		施設の稼働（温排水）	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
生 態 系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないため、地域を特徴づけるような生態系はないと考えられること、既存資料調査より、周辺地域の生態系は人為的な環境のもとに成立した単一的で多様性が低いものであると判断されることから、計画段階配慮事項として選定しない。
人 と 自 然 と の 触 れ 合 い の 活 動 の 場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		資材等の搬出入	定期点検工程の調整等を行いピーク時の車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
廃 棄 物 等	産業廃棄物	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するが、発生量の低減に努めるとともに、法に基づき適切に処理することにより、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
温 室 効 果 ガ ス 等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	燃料として天然ガス（LNG）を利用する、発電効率の高い最新のコンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネルギー使用量を節約する等の取組みにより、二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.2.1 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は、第 4.2-1 表のとおりである。

第 4.2-1 表 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		影響要因の区分	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)	文献その他の資料により、大気質の状況並びに気象の状況に関する情報を整理する。	数値シミュレーション解析により、寄与濃度(年平均値)を予測する。	寄与濃度(年平均値)の最大着地濃度及び一般局への寄与について、複数案の影響の違いを把握して評価する。
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	文献その他の資料により、眺望点及び景観資源の状況に関する情報を整理する。	事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係を把握し、直接改変の有無を確認する。 なお、眺望景観の変化については、主要な眺望点から発電設備(煙突)を見たときの垂直見込角を算出し、予測する。	地形改変については、眺望点及び景観資源の直接改変の有無を確認し、施設が存在については、主要な眺望点からの眺望景観の影響の程度について、複数案の影響の違いを把握して評価する。

4.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令」第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条に基づき、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ選定した。

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物）

1. 施設の稼働（排ガス）

(1) 調査

① 調査方法

a. 気象の状況

気象の状況は、「大気環境情報」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により風向、風速、日射量及び放射収支量の情報を収集し、当該情報の整理及び解析を行った。

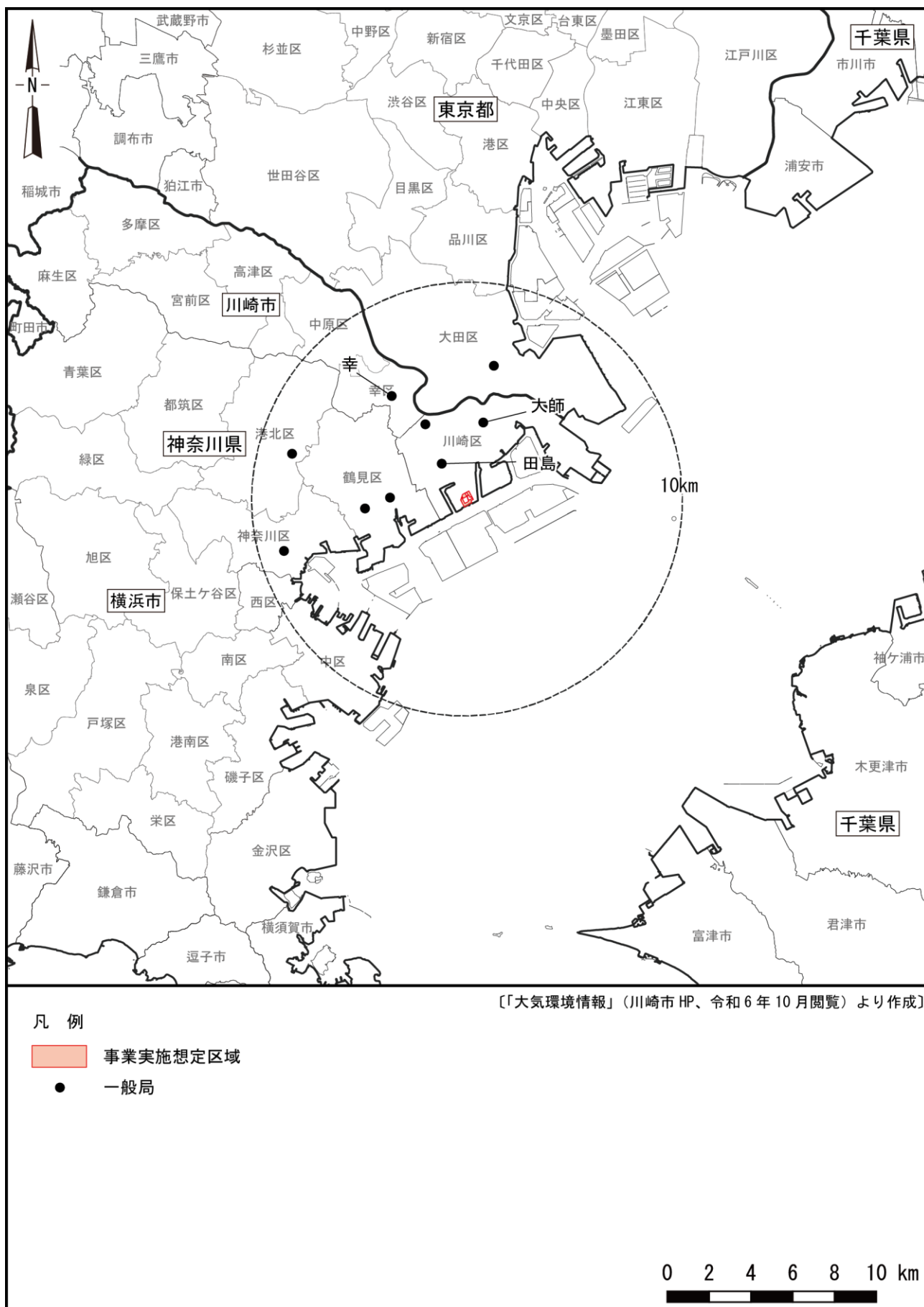
気象の調査地点は第 4.3-1 図のとおりであり、最寄りの一般局である大師測定局（風向及び風速）、田島測定局（日射量）及び幸測定局（放射収支量）とした。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。

b. 大気質の状況

大気質の状況は、「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により事業実施想定区域の周辺 10km 圏内にある一般局の情報を収集し整理した。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。



第 4.3-1 図 対象とした一般局の位置

② 調査結果

a. 気象の状況

気象特性及び気象概要は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 1. 気象の状況」のとおりである。

大師測定局（地上高 19.2m）における令和5年度の月別平均風速及び月別最多風向は、第4.3-1表(1)のとおりであり、年間平均風速は 3.1m/s、年間最多風向は南南西となっている。

田島測定局及び幸測定局における令和5年度の日射量及び放射収支量は、第4.3-1表(2)のとおりである。

大師測定局の令和5年度の風配図は、第4.3-2図のとおりである。

第4.3-1表(1) 大師測定局における風速及び風向（令和5年度）

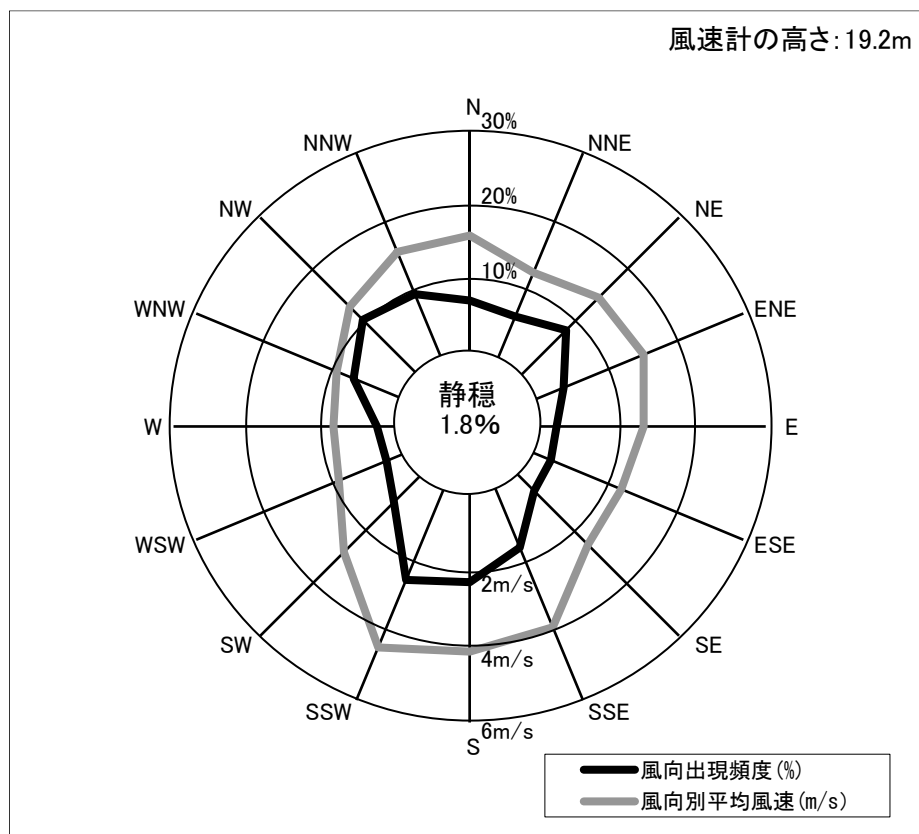
年 月 項 目		令和 5 年										令和 6 年			全 年
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
平均風速	(m/s)	3.8	3.4	2.8	3.5	3.6	3.2	2.5	2.7	2.3	2.7	3.3	3.4	3.1	
最多風向 出現率	(方位) (%)	SSW (26)	S (16)	S (18)	SSW (26)	S (23)	SSW (17)	NW (17)	NNW (13)	WNW (17)	NW (22)	NNW (16)	SSW (19)	SSW (12)	

注：事業実施想定区域付近において、風向・風速を測定している3測定局（大師測定局：風速計高さ 19.2m、田島測定局：風速計高さ 7.9m、川崎測定局：風速計高さ 84.5m）のうち、大気安定度の設定に適当な大師測定局とした。

第4.3-1表(2) 田島測定局及び幸測定局における日射量
及び放射収支量（令和5年度）

年 月 項 目		令和 5 年									令和 6 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
日射量	(MJ/m ² ・日)	0.729	0.759	0.677	0.916	0.852	0.604	0.520	0.388	0.364	0.407	0.444	0.610
放 射 収支量	(MJ/m ² ・日)	0.36	0.39	0.39	0.50	0.47	0.40	0.27	0.17	0.11	0.12	0.21	0.30

注：日射量は、事業実施想定区域付近において測定している幸測定局と田島測定局のうち最寄りの田島測定局とし、放射収支量は幸測定局でのみ測定されていることから同測定局とした。



注：静穏率は、風速 0.4m/s 以下の出現率 (%) を示す。

第 4.3-2 図 風配図（大師測定局）令和 5 年度

b. 大気質の状況

大気質の状況は、「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況」のとおりである。

約 10km 圏内における二酸化窒素の状況は、一般局 9 局で測定が行われており、令和 4 年度はすべての測定局で環境基準に適合している。

(2) 予 測

予測対象物質は、施設の稼働に伴って発電所から排出される窒素酸化物とし、窒素酸化物はすべて二酸化窒素に変換されるものとして取り扱った。

① 年平均値の予測

a. 予測方法

「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（公害研究対策センター、平成 12 年）（以下「NO_x マニュアル」という。）に基づく方法により予測した。予測手順は、第 4.3-3 図のとおりである。

b. 予測式

予測式は、以下のとおりである。

ア. 有効煙突高さの計算式

有効煙突高さは次式より算出した。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

[記 号]

H_e : 有効煙突高さ (m)

H_0 : 煙突実高さ (m)

ΔH : 排ガス上昇高さ (m)

(ア) 有風時（風速2.0m/s以上）

有風時の有効煙突高さには、CONCAWE 式で求めた排ガス上昇高さを用いた。

(イ) 無風時（風速0.4m/s以下）・有風時（風速0.5～1.9m/s）

無風時の有効煙突高さは Briggs 式（風速 0.0m/s）と CONCAWE 式（風速 2.0m/s）で求めた排ガス上昇高さから、有風時の有効煙突高さは風速 0.4m/s の上昇高さ及び風速 0.5～1.9m/s の代表風速の上昇高さから線形内挿して求めた。

$$\text{CONCAWE 式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs 式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \left(\frac{d\theta}{dz} \right)^{-3/8}$$

[記 号]

ΔH : 排ガス上昇高さ (m)

Q_H : 排出熱量 (J/s)

$$Q_H = \rho Q C_p \Delta T$$

Q : 単位時間当たりの排出ガス量（湿り）(m³_N/s)

ρ : 0℃における排出ガス密度 (=1.293×10³g/m³)

C_p : 定圧比熱 (=1.0056 J/(k・g))

ΔT : 排出ガス温度と気温（月平均気温）との温度差（℃）
 u : 煙突頭頂付近の風速（m/s）
 $\frac{d\theta}{dz}$: 温位傾度（℃/m）
 （昼間は 0.003、夜間は 0.010 を用いた）

イ. 拡散計算式

年平均値の算出に用いた拡散計算式は、以下のとおりである。

（ア）有風時（風速0.5m/s以上）：ブルーム式の長期平均式

$$C(R) = \frac{2Q}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z u} \exp \left\{ -\frac{1}{2} \left(\frac{H_e}{\sigma_z} \right)^2 \right\} \cdot 10^6$$

（イ）無風時（風速0.4m/s以下）：簡易パフ式

$$C(R) = \frac{2Q}{(2\pi)^{3/2} \gamma \eta^2} \cdot 10^6$$

$$\eta^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} H_e^2$$

[記号]

$C(R)$: 風下距離 R における着地濃度（ppm）
 H_e : 有効煙突高さ（m）
 σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m）
 u : 風速（m/s）
 α : 無風時の水平方向の拡散パラメータ（m/s）
 γ : 無風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m/s）
 Q : 汚染物質排出量（m³N/s）

c. 予測条件

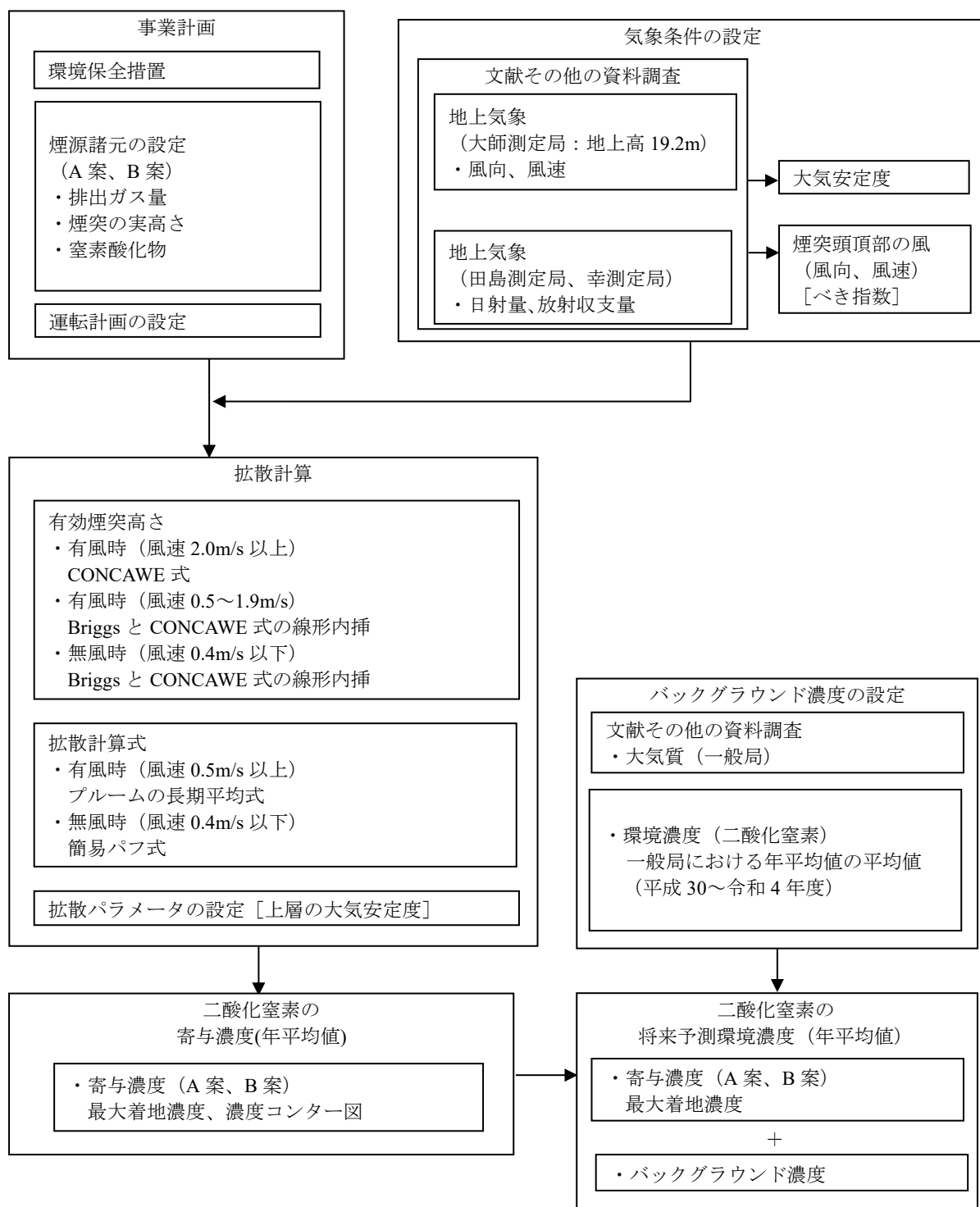
(a) 煙源の諸元

煙源の諸元は、第 4.3-2 表のとおりである。

第 4.3-2 表 煙源の諸元

項 目		単 位	A 案	B 案
煙突実高さ		m	100	80
排出ガス量（湿り）		10 ³ m ³ _N /h	3,000	3,000
排出ガス温度		°C	80	80
排出ガス速度		m/s	31.7	31.7
窒素酸化物	濃 度	ppm	5 以下	5 以下
	排出量	m ³ _N /h	22.8	22.8

注：排出濃度は、乾きガスベースであり、O₂ 濃度 16%の換算値である。



第 4.3-3 図 年平均値の予測手順

(b) 気象の条件

風速は、大師測定局における令和 5 年度の測定結果を「NOx マニュアル」に示されたべき乗則より、以下の式で補正した煙突頭頂部の推計風速を用いた。大気安定度別のべき指数は、第 4.3-3 表の値を使用した。

風向は、大師測定局における令和 5 年度の地上風観測結果（1 時間値）を用いた。

$$U_z = U_s \cdot \left(\frac{Z}{Z_s} \right)^P$$

【記 号】

U_z : 高度Zにおける推計風速 (m/s)

U_s : 地上風速 (m/s)

Z : 推計高度 (=煙突高さ)

Z_s : 地上風観測高度 (=19.2m)

P : 大気安定度によるべき指数

第 4.3-3 表 大気安定度別べき指数

大気安定度	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D~E	F~G
P	0.10	0.10	0.15	0.15	0.20	0.20	0.25	0.30

〔「NOx マニュアル」（公害研究対策センター、平成 12 年）より作成〕

地上の大気安定度は、令和 5 年度における大師測定局における風速、田島測定局の日射量及び幸測定局の放射収支量の観測結果から分類した大気安定度を用いた。地上の大気安定度分類は、第 4.3-4 表のとおりである。

第 4.3-4 表 地上の大気安定度分類表

風速 (u) m/s	昼間 日射量 (T) kW/m ²				放射収支量Q (kW/m ²)		
	$T \geq 0.60$	$0.60 > T \geq 0.30$	$0.30 > T \geq 0.15$	$0.15 > T$	$Q \geq -0.020$	$-0.020 > Q \geq -0.040$	$-0.040 > Q$
$u < 2$	A	A-B	B	D	D	G	G
$2 \leq u < 3$	A-B	B	C	D	D	E	F
$3 \leq u < 4$	B	B-C	C	D	D	D	E
$4 \leq u < 6$	C	C-D	D	D	D	D	D
$6 \leq u$	C	D	D	D	D	D	D

〔「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（原子力安全委員会、昭和 57 年）より作成〕

上層の大気安定度については、「川崎市における今後の窒素酸化物対策及び浮遊粒子状物質対策について 資料編」（川崎市公害対策審議会専門委員会、平成 9 年）に従い設定した。

(c) 拡散パラメータ

有風時の鉛直方向の拡散パラメータは第 4.3-5 表に示すパスキル・ギフォード線図の近似関数を用い、無風時の拡散パラメータは第 4.3-6 表に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを用いた。

第 4.3-5 表 有風時の鉛直方向拡散パラメータ
(パスキル・ギフォード線図の近似関数)

$$\sigma_z(X) = \gamma_z \cdot X^{\alpha_z}$$

大気安定度	α_z	γ_z	風下距離 X (m)
A	1.122	0.0800	0～ 300
	1.514	0.00855	300～ 500
	2.109	0.000212	500～
A－B	1.043	0.1009	0～ 300
	1.239	0.03298	300～ 500
	1.6015	0.003476	500～
B	0.964	0.1272	0～ 500
	1.094	0.0570	500～
B－C	0.941	0.11655	0～ 500
	1.006	0.0780	500～
C	0.918	0.1068	0～
C－D	0.872	0.10569	0～ 1,000
	0.775	0.2067	1,000～10,000
	0.7365	0.2943	10,000～
D	0.826	0.1046	0～ 1,000
	0.632	0.400	1,000～10,000
	0.555	0.811	10,000～
E	0.788	0.0928	0～ 1,000
	0.565	0.433	1,000～10,000
	0.415	1.732	10,000～
F	0.784	0.0621	0～ 1,000
	0.526	0.370	1,000～10,000
	0.323	2.41	10,000～
G	0.794	0.0373	0～ 1,000
	0.637	0.1105	1,000～ 2,000
	0.431	0.529	1,000～10,000
	0.222	3.62	10,000～

〔「NOx マニュアル」（公害研究対策センター、平成 12 年）より作成〕

第 4.3-6 表 無風時の拡散パラメータ

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A－B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B－C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C－D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

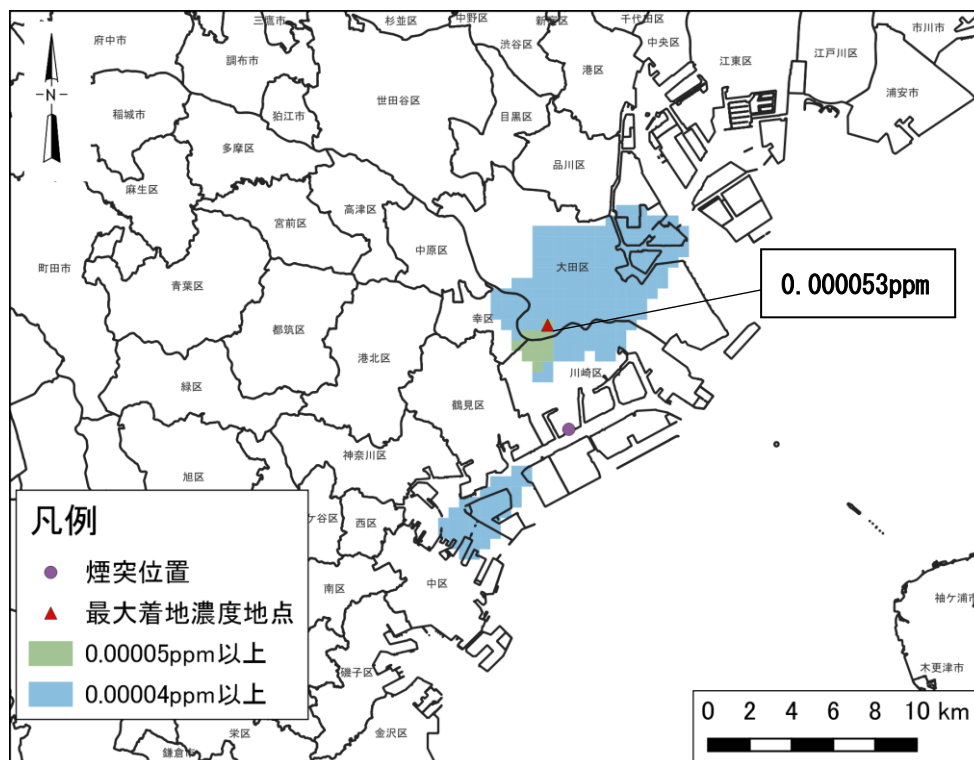
「NOx マニュアル」
(公害研究対策センター、平成 12 年) より作成

d. 予測結果

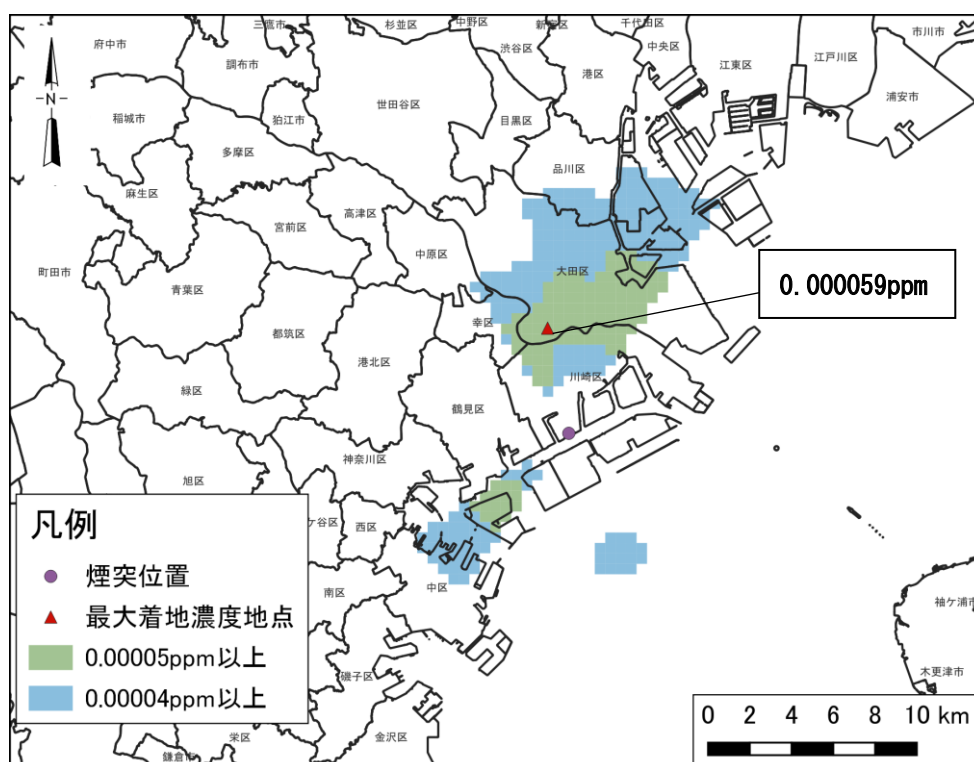
複数案における寄与濃度（年平均値）の最大着地濃度の予測結果は、第 4.3-7 表及び第 4.3-4 図のとおりである。

第 4.3-7 表 年平均値予測結果

予測ケース		寄与濃度 (年平均値) の 最大着地濃度	煙突と最大着地 濃度地点の距離	煙突からの最大着地 濃度地点の方位
A 案	煙突 100m	0.000053ppm	約 5.1km	北北西
B 案	煙突 80m	0.000059ppm	約 5.1km	北北西



第 4.3-4 図(1) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果
(A 案：煙突高さ 100m)



第 4.3-4 図(2) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果
(B 案：煙突高さ 80m)

(3) 評 価

評価は、本事業による最大着地濃度についてバックグラウンド濃度を踏まえた将来予測環境濃度と対比するとともに、最大着地濃度地点における将来予測環境濃度を、環境基準を年平均の値に換算した値（以下、「環境基準の年平均相当値」という。）と比較することにより行った。

比較結果は、第 4.3-8 表のとおりである。

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は 0.000053ppm 及び 0.000059ppm であり、バックグラウンド濃度を加えた将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33%及び 0.37%と複数案のいずれも小さくなっている。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053ppm 及び 0.016059ppm であり、複数案のいずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

第 4.3-8 表 環境基準の年平均相当値との比較結果

項 目 (単 位)	予測ケース	最大着地濃度 (a)	バックグラウンド 濃 度 (b)	将来予測 環境濃度 (c=a+b)	寄与率 (%) (a/c)	環境基準の 年平均相当値
二酸化 窒 素 (ppm)	A 案 (煙突高さ 100m)	0.000053	0.016	0.016053	0.33	0.023
	B 案 (煙突高さ 80m)	0.000059	0.016	0.016059	0.37	

注：1. バックグラウンド濃度は、発電所予定地から 10km 以内の平成 30～令和 4 年度における一般局の年平均値の平均値とした。

2. 環境基準の年平均相当値は、発電所予定地から 10km 以内の一般局の平成 30～令和 4 年度の測定値に基づいて作成した以下の式に環境基準値を代入して求めた。

$$y=0.2719x+0.0062 \quad y: \text{年平均値 (ppm)} \quad x: \text{日平均値の 98\%値 (ppm)}$$

4.3.2 景 観

1. 地形改変及び施設の存在

(1) 調 査

① 調査方法

文献その他の資料の整理により、事業実施想定区域の周囲における眺望点及び自然景観資源の状況を把握した。

② 調査結果

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点の状況は第 4.3-9 表、自然景観資源の状況は第 4.3-10 表、主要な眺望点及び自然景観資源の位置は第 4.3-5 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点として、「横浜マリニタワー」、「川崎マリエン」等が挙げられる。

また、主要な自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

第 4.3-9 表(1) 主要な眺望点の状況

図中 番号	名 称	方向	距離	概 要
1	京浜島つばさ公園	北北東	約 9.4km	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	北東	約 7.9km	360 度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	北北西	約 4.2km	本庁舎 25 階にある展望ロビーからは、北（東京方面）を中心に、東（臨海部・羽田方面）、西（武蔵小杉方面）の景色を一望できる。スカイデッキからは東（臨海部・羽田方面）、南（横浜方面）、西（武蔵小杉方面）が一望できる。
4	ちどり公園	東北東	約 3.5km	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台（高さ 7m）や樹木に囲まれた芝生広場がある。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
5	東扇島東公園	東	約 4.5km	平成 20 年にオープンした人工海浜を有する公園。園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めることができる。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
6	川崎マリエン	東	約 3.6km	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。 川崎市の景観資源（文化的施設）である。
7	大川町緑地	西	約 0.8km	運河に沿った緑溢れる公園。
8	東扇島西公園	南東	約 2.1km	約 4.5 万 m ² の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のボートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。

第 4.3-9 表 (2) 主要な眺望点の状況

図中 番号	名 称	方向	距離	概 要
9	末広水際線プロムナード	西南西	約 3.7km	幅員 15m、延長 680m の緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	西南西	約 9.6km	69 階の展望フロアから、眼下に 360 度の大パノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワーやスカイツリー、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい 21 の夜景と、クルーズ船や観光船などが行きかう港ならではの夜景等がみられる。
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	南西	約 8.6km	長さ約 430m の屋上には送迎デッキを擁する広場が 24 時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
12	横浜マリンタワー	南西	約 8.9km	横浜開港 100 周年の記念事業として、昭和 36 年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ 106m、2 層の展望フロア、360 度の大パノラマを望むことができる。
13	横浜港シンボルタワー	南南西	約 7.1km	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
14	港の見える丘公園	南西	約 8.9km	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

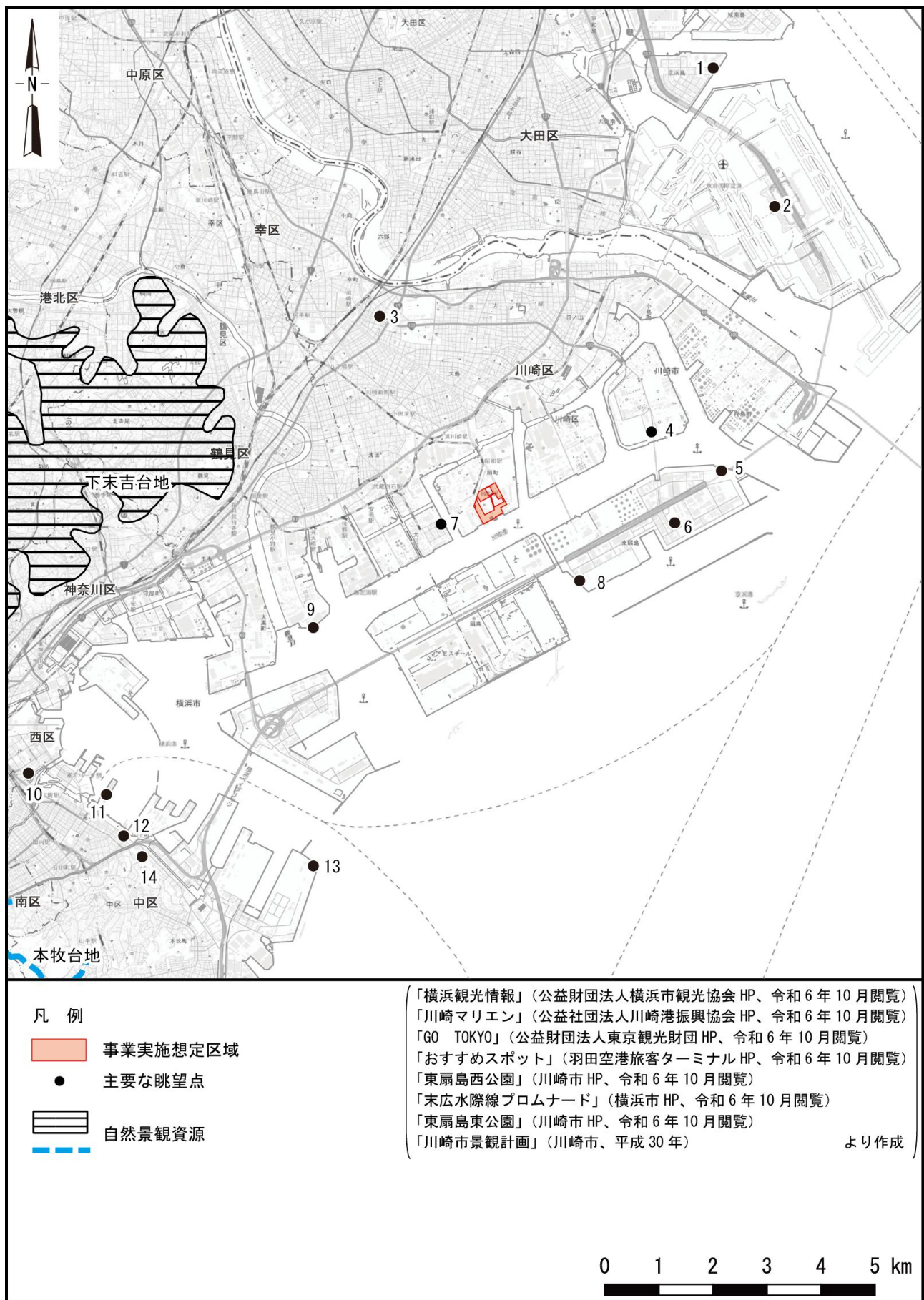
- 注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。
2. 方向は煙突計画位置から見た眺望点の方向（16 方位）を、距離は煙突計画位置から眺望点までの直線距離を示す。

「横浜観光情報」（公益財団法人横浜市観光協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「川崎マリエン」（公益社団法人川崎港振興協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「GO TOKYO」（公益財団法人東京観光財団 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「おすすめスポット」（羽田空港旅客ターミナル HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「東扇島西公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「末広水際線プロムナード」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「東扇島東公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
「川崎市景観計画」（川崎永、平成 30 年 により作成

第 4.3-10 表 自然景観資源の状況

名 称	区 分	概 要
下末吉台地	自然景観資源	海成段丘
本牧台地	自然景観資源	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕



第 4.3-5 図 主要な眺望点及び自然景観資源の位置

(2) 予 測

① 予測方法

a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係から、直接改変の有無を確認した。

b. 主要な眺望点に対する影響評価

複数案として設定した煙突高さ 2 案（100m 及び 80m）による、眺望景観への影響の違いを把握するために、主要な眺望点から発電設備（煙突）を見た時の垂直見込角を算出した。

② 予測結果

a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点及び景観資源との位置関係は、第 4.3-5 図のとおりであり、事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源は重なっていないことからこれらの直接改変はない。

b. 主要な眺望点に対する影響評価

主要な眺望点から煙突計画位置までの距離及び最大垂直見込角は、第 4.3-11 表のとおりである。

最大垂直見込角の範囲は A 案（煙突高さ：100m）では約 0.6～7.1 度、B 案（同：80m）では約 0.5～5.7 度である。

第 4.3-11 表 計画施設供用後の煙突位置周辺が視認可能な眺望点からの
距離と最大垂直見込角

図中 番号	眺望点名	煙突計画地点 までの距離 (km)	煙突の最大垂直見込角（度）	
			A 案 (100m)	B 案 (80m)
1	京浜島つばさ公園	約 9.4km	約 0.6	約 0.5
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	約 7.9km	約 0.7	約 0.6
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	約 4.2km	約 1.4	約 1.1
4	ちどり公園	約 3.5km	約 1.6	約 1.3
5	東扇島東公園	約 4.5km	約 1.3	約 1.0
6	川崎マリエン	約 3.6km	約 1.6	約 1.3
7	大川町緑地	約 0.8km	約 7.1	約 5.7
8	東扇島西公園	約 2.1km	約 2.7	約 2.2
9	末広水際線プロムナード	約 3.7km	約 1.5	約 1.2
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	約 9.6km	約 0.6	約 0.5
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	約 8.6km	約 0.7	約 0.5
12	横浜マリンタワー	約 8.9km	約 0.6	約 0.5
13	横浜港シンボルタワー	約 7.1km	約 0.8	約 0.6
14	港の見える丘公園	約 8.9km	約 0.6	約 0.5

注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。

2. 垂直見込角の算出にあたっては、眺望点と事業実施想定区域が水平であると仮定した。

(参考) 送電鉄塔の見え方

垂直見込角	鉄塔の場合の見え方
0.5 度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1 度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5～2 度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3 度	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5～6 度	やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10～12 度	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20 度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

〔「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）より作成〕

(3) 評 価

① 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域の周囲の眺望点及び景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変による重大な影響はないものと評価する。

② 主要な眺望点に対する影響評価

複数案に対する眺望景観への影響比較は、第 4.3-12 表のとおりである。

このうち、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）において、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい」とされる垂直見込角 1 度以上の地点数は、A 案、B 案とも 7 地点である。

また、「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある」とされる垂直見込角 1.5～2 度以上の地点は、A 案では 5 地点、B 案は 2 地点である。

なお、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない」とされる垂直見込角 5～6 度以上の地点は、事業実施想定区域の最寄りの大川町緑地である。

「眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。」とされる垂直見込角 10～12 度の地点は A 案、B 案とも 0 地点である。

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

以上のことから、施設の存在による景観への重大な影響は回避・低減されているものと評価する。

今後の検討においては「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）や「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成 8 年）等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

第 4.3-12 表 複数案に対する眺望景観への影響比較

項 目	A 案 (100m)	B 案 (80m)
眺望景観の変化（煙突の最大垂直見込角）	約 7.1 度	約 5.7 度
（垂直見込角 1 度以上の地点数）	7	7
（垂直見込角 1.5～2 度以上の地点数）	5	2
（垂直見込角 3 度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角 5～6 度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角 10～12 度以上の地点数）	0	0

4.4 総合的な評価

計画段階配慮事項に係る総合的な評価は以下のとおりである。

- ・大気質（施設の稼働：排ガス）

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は、複数案のいずれも将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33～0.37%と小さい。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053～0.016059ppmであり、いずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

- ・景観（地形改変及び施設の存在）

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点及び自然景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変及び施設の存在による重大な影響はないと考えられる。

煙突高さの複数案について評価を行った結果、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある」とされる垂直見込角 5～6 度以上の地点数は、A 案、B 案とも 1 地点である。

また、「眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる」とされる垂直見込角 10～12 度以上については、A 案、B 案とも確認されなかった。

眺望景観については、A 案、B 案とも大きな違いはないと考えられるが、煙突高さが低いほど影響は小さい。

今後の検討においては、「川崎市景観計画」や「臨海部色彩ガイドライン」等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

以上のことから、複数案を設定した煙突高さについて、重大な影響はないものと評価した。

方法書以降においては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境影響評価項目を選定し、詳細な予測及び評価を行うことを検討する。

(空白ページ)